

# データヘルス計画の根拠法令等

国民健康保険法 (昭和 33 年 12 月 27 日法律第 192 号)

## 第 82 条

第 1 項 保険者は、特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

第 5 項 厚生労働大臣は、第一項の規定により保険者が行う被保険者の健康の保持増進のために必要な事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため、指針の公表、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

## 国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針

(平成 16 年 7 月 30 日厚生労働省告示第 307 号)

## 第 4 条

一 実施計画の策定 「実施計画の策定に当たっては、特定健康診査の結果、診療報酬明細書等情報等を活用し、保険者、被保険者等ごとに、生活習慣の状況、健康状態、医療機関への受診状況、医療費の状況等を把握し、分析すること。その際、性別、年齢階層別、疾病別の分析ほか、経年的な変化、他の保険者との比較等、さらに詳細な分析を行うよう努めること。」

二 実施計画に基づく事業の実施 「3 疾病の重症化を予防する取り組みとしては、健康診査の結果や診療報酬明細書等情報等を活用して抽出した疾病リスクの高い者に対して、優先順位を設定して、症状の進展及び虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病性腎症等の合併症の発症を抑えるため、適切な保健指導、医療機関への受診勧奨を行うこと等が考えられること。その際、医療機関に受診中の者に対して保健指導等を実施する場合には、当該医療機関と連携すべきこと。」